

# 第6次白老町総合計画（案）

- 修正箇所 -

※網掛け部分が修正箇所

## 1 計画策定の趣旨

本町は、昭和52年度に策定した第1次計画を皮切りに、これまで5度にわたり総合計画を策定し、**修正1** 実現に向けた施策を展開してきました。

第1次  
昭和52年度～昭和61年度

第2次  
昭和62年度～平成5年度

第3次  
平成6年度～平成15年度

第4次  
平成16年～平成23年度

第5次  
平成24年度～平成31年度



第6次  
令和2年度～令和9年度

平成24年9月に策定した第5次白老町総合計画では、「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を将来像に掲げ、計画的かつ健全な財政運営に努めながら、小中学校の統廃合や食育防災センターの建設等、教育環境の改善をはじめ、民族共生象徴空間（ウポポイ）や地方創生に資する様々な事業のほか、町民の安全・安心を守るための生活基盤の整備や災害に強いまちづくり等に取り組み、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来に加え、少子高齢化の急速な進行により税収の減少や社会保障費の増大、公共インフラの老朽化、地域コミュニティ機能の停滞など地域経済の縮小や地域活力の低下が懸念されるなか、今後においても町民の理解と協力を得ながら選択と集中による行財政運営を進めていかなければなりません。

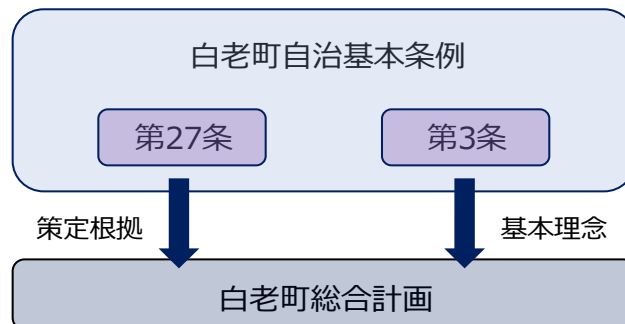
年号が令和に移り、時代の転換期を迎えている今、本町がもつ自然、文化、人、産業といった魅力を最大限に活かしながら時代にあった新しいまちを具現化するために、町民のみなさんと一緒にまちづくりを進める指針として新たな総合計画を策定します。

## 2 計画の役割

### （1）本町の自治の道標となる「まちづくりの羅針盤」

総合計画は、総合的かつ計画的に町政を運営するための重要な指針であり、自治基本条例第27条を根拠に策定するまちの最上位計画です。本計画は、まちの将来像の実現に向けた取り組みの方向性を示す「まちづくりの羅針盤」としての役割を担います。

また、各分野における個別計画は、本計画に基づいて策定され、自治基本条例第3条に定めた基本理念の実現に向けて取り組まれます。



#### ④ 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさだけでなく心の豊かさを重視する方向へと変化しています。また、男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重し、共生することの重要性も高まってきています。一方、地域社会においては、単身世帯の増加、核家族化による家族機能の低下が進み、地域や世代間交流機会の減少も伴って地域コミュニティの弱体化が問題視されています。

今後は、本町においても地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しながら、地域全体に思いやり、助け合い、支え合いの心を浸透させていくことが求められます。

#### ⑤ 厳しい財政状況への対応

本格的な人口減少社会への突入による、生産年齢人口の減少に伴う税収減や高齢化の進行による社会保障費の増大など、国や地方を取り巻く財政状況はより一層厳しくなるものと予測されています。

加えて、我が国の社会資本ストックの多くが高度成長期に集中整備されたもので、老朽化の解消や更新等に要する財政負担が、全国的に大きな課題となっています。

本町においても人口減少等を背景に、厳しい財政状況への対応が求められており、今後は、歳入増加や歳出抑制をはじめ公共施設等の適正配置、自治体間の広域連携等を推進させながら、限りある財源の中で持続可能な行政サービスを提供することが求められます。

#### ⑥ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、**修正2**「誰一人残さない」社会の実現に向けて経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

我が国においては、2016年5月にSDGs推進本部を設置し、同年12月に実施指針を定め、自治体レベルでの普及促進を図っていることから、本町においても国とともにその達成に向けた取り組みを推進していくことが求められます。**具体的施策の例として、女性活躍の推進、子どもの貧困対策、健康・長寿の達成、国土強靱化の推進、循環型社会の構築、海洋汚染対策などがあげられます。**



## (2) まちの動向

### ① まちの概要

大正8年(1919年)、2級村制の施行とともに、社台・敷生・白老の3つの村が合併して白老村となり、その後、昭和29年(1954年)に町政が施行され、現在の白老町となりました。

北海道の南西部に位置する本町は、東は苫小牧市、西は登別市に隣接し、南は太平洋を臨み、北は支笏洞爺国立公園区域に属する山岳地帯が広がっています。

行政面積は425.64km<sup>2</sup>、町域としては東西28km、南北26.4kmと広大で、総面積の約75%が森林に囲まれ、その中には全国でも屈指の透明度を誇る倶多楽湖や、水質日本一の白老川、日本の滝百選に認定されたインクラの滝などが存在し、良質な水資源にも恵まれています。

また、国の重要湿地に、倶多楽湖をはじめ、ホロホロ湿原、ヨコスト湿原が選定されているほか、重要里地里山に、萩の里自然公園とウヨロ川周辺が指定されるなど、多種多様な動植物の生息・生育地として、大切に守り継がれています。

本町の産業は製紙業や食品製造業などの第2次産業を中心に、畜産業や水産業などの第1次産業、温泉資源をはじめとした観光関連産業などの第3次産業がバランスよく構成されています。

特に豊かな自然に育まれた多彩な食材にも恵まれ、全国ブランドとして成長している白老牛や虎杖浜たらこのほか、生産量が全道トップクラスの鶏卵、シイタケ、前浜産の毛ガニや鮭、エビなど、「食材王国しらおい」として本町の魅力を広く発信しています。

また、本町は、古くからアイヌの人々がコタン(村)を築くなど、アイヌの歴史や文化が息づくまちとして発展してきており、町名もアイヌ語で、「虻・多き・ところ」  
**修正3** ・オ・イ」や、「シララ・オ・イ」=「潮汐・多き・ところ」等の意味が  
ています。

**2020年**には、国家プロジェクトとして、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるウポポイがポロト湖畔に開設します。

ウポポイの開設を契機に外国人をはじめ多くの往来がこれまで以上に予測されることから、多文化共生のまちづくりをさらに進め、価値観の異なる人や多様性と共生し、活力ある暮らしを形成する地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

## (2) 将来目標人口

将来目標人口は、まちの将来の姿を示す基本的な指標であり、今後の行政サービス量を設定するために必要なものとなります。

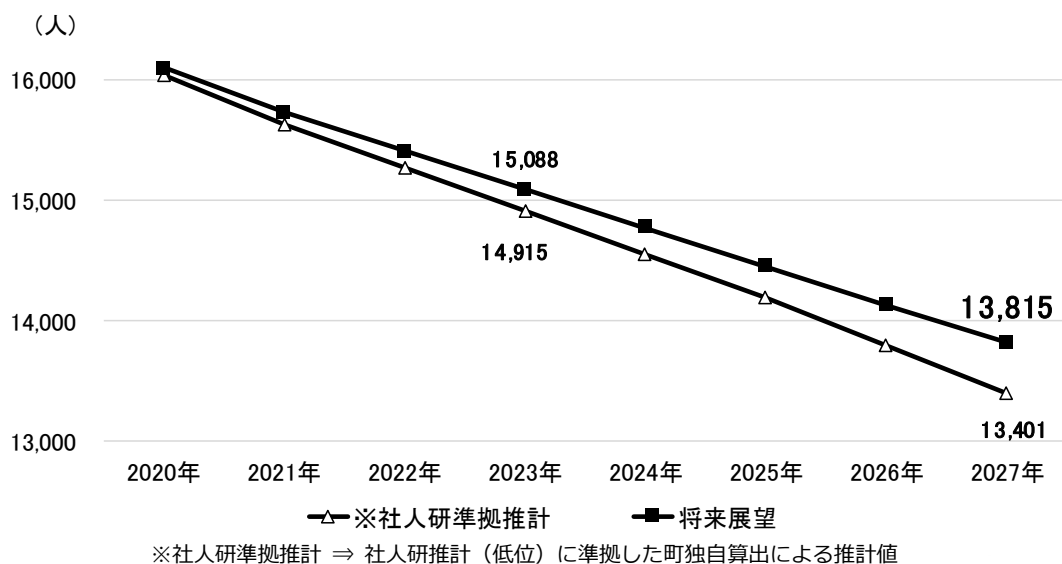
そのため、「白老町人口ビジョン（2060年まで将来推計人口を示したもの）」における将来展望をもとに、計画の最終年度となる2027年（令和9年）の目標人口を次のとおり設定します。

目標人口

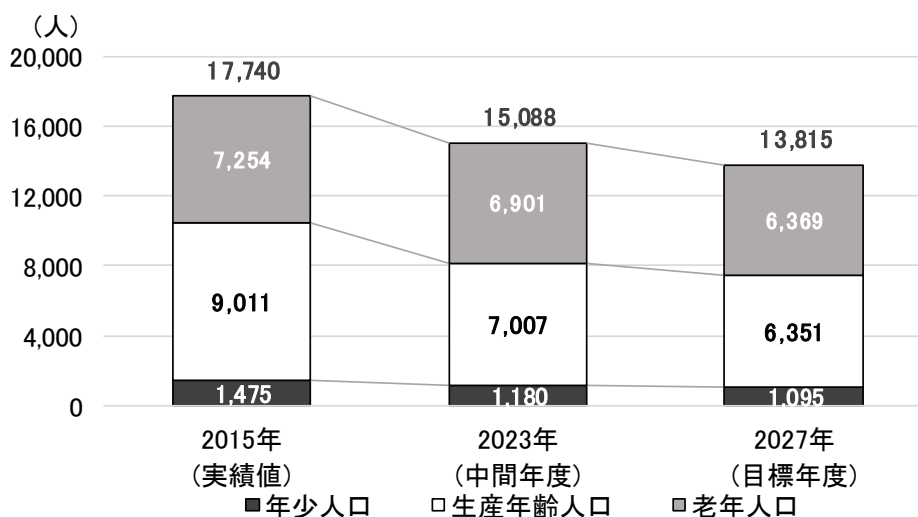
**2027年（令和9年） 13,815人**

修正4

### ■ 将来人口の見通し



### ■ 計画期間の目標人口



## 個別施策

## 1 - (1) 切れ目ない子育て支援の強化

子どもを持つことを希望する誰もが安心して結婚、妊娠、出産できるよう、また、子育て中の保護者が安心して子育てできるよう、子育て家庭への生活支援をはじめ、地域全体で子育てを支える体制づくりや、生きる力を育む学校教育の推進のほか、青少年の健全育成等に取り組み、子どもたちが健やかに生まれ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

主要な 取り組み	事業：2-3-1	子ども・子育て支援事業の推進
	事業：2-3-2	子どもを産み育てやすい環境づくり
	事業：2-3-3	母子保健・福祉の充実
	事業：2-3-4	乳幼児期の教育・保育サービスの充実
	事業：2-3-5	支援が必要な児童への対応
	事業：3-1-1	学校教育内容の充実
	事業：3-1-2	特色のある学校づくりの推進
	事業：3-1-3	安心して学べる教育環境の充実
	事業：3-2-5	子ども・若者の健全育成

## 1 - (2) スポーツを通じた健康増進と疾病予防の推進

健康長寿のまちを実現するため、生活習慣病の発症・重症化予防を推進するほか、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、誰もが気軽に運動・スポーツに親しめる機会をつくり、町民一人ひとりの体力向上と健康増進を目指します。

## 修正5-1

主要な 取り組み	事業：2-1-1	健康づくりの推進
	事業：2-1-2	健診・検診の充実
	事業：2-2-1	持続可能な町立病院の運営
	事業：2-2-3	地域医療体制の充実
	事業：3-4-1	スポーツの振興

## 1 - (3) 人材還流と白老暮らしの推進

まちの魅力発信の強化や、移住の動機付けとなる支援等を推進するとともに、関係機関との連携により、移住後の不安を解消するための相談窓口等の充実を図りながら、新たな生活の場として移住希望者に選ばれるまちを目指します。また、本町で生まれ育った若者の、町内への定着や地方からの還流を図るため、郷土愛の醸成にも努めます。

主要な 取り組み	事業：4-1-3	移住・定住の促進
	事業：3-1-2	特色のある学校づくりの推進（再掲）

# 分野別計画

基本方針	基本施策	基本事業①	基本事業②
基本方針1 生活環境 分野	1-1 身近な安全	1-1-1 防犯・交通安全の推進	1-1-2 消費者保護対策の推進
	1-2 防災・減災	★1-2-1 防災・減災体制の強化	★1-2-2 地域防災力の向上
	1-3 消防・救急	1-3-1 消防力の強化	1-3-2 救急体制の充実
	1-4 環境美化・衛生	1-4-1 環境行政の推進	1-4-2 生活衛生の確保
	1-5 循環型社会形成	1-5-1 省資源・省エネルギーの推進	1-5-2 ごみの適正処理・減量化
	1-6 住環境	1-6-1 市街地の適正化	1-6-2 公園・緑地の適正管理
	1-7 公共交通	★1-7-1 地域公共交通サービスの維持・充実	★1-7-2 生活交通の拡充
	1-8 道路	1-8-1 広域幹線道路の整備促進	1-8-2 地域内生活道路網の整備
	1-9 上下水道	1-9-1 上水道の安定供給	1-9-2 下水道の適正管理
	1-10 地域情報化	地域情報化の推進	1-10-2 電子自治体の推進
基本方針2 健康福祉 分野	2-1 健康づくり	健康づくりの推進	★2-1-2 健診・検診の充実
	2-2 地域医療	★2-2-1 持続可能な町立病院の運営	2-2-2 救急医療体制の充実
	2-3 子ども子育て	★2-3-1 子ども・子育て支援事業の推進	★2-3-2 子どもを産み育てやすい環境づくり
	2-4 地域福祉	★2-4-1 地域福祉の推進	2-4-2 共生型地域福祉拠点機能の充実
	2-5 高齢者福祉	2-5-1 介護予防と健康づくりの推進	2-5-2 介護サービスの充実
	2-6 障がい者(児)福祉	2-6-1 障がい福祉サービスの充実	2-6-2 障がい者の自立支援と社会参加の促進
基本方針3 教育文化 分野	3-1 学校教育	★3-1-1 学校教育内容の充実	★3-1-2 特色のある学校づくりの推進
	3-2 社会教育	3-2-1 生涯学習機会の充実	3-2-2 地域における生涯学習活動への支援
	3-3 芸術文化	3-3-1 芸術文化の振興	3-3-2 史跡・文化財の保全と活用
	3-4 スポーツ	★3-4-1 スポーツの振興	3-4-2 スポーツ施設の整備充実
	3-5 民族文化	3-5-1 アイヌ文化の理解促進・普及啓発	3-5-2 アイヌ文化伝承活動団体への支援
	3-6 人権	3-6-1 人権啓発	3-6-2 男女共同参画
基本方針4 経済産業 分野	4-1 産業連携・雇用	★4-1-1 産業連携の推進と投資意欲の醸成	★4-1-2 雇用機会の拡大と就業環境の充実
	4-2 港湾	4-2-1 港湾機能の整備促進	4-2-2 商港区の利用促進
	4-3 商工業	★4-3-1 商工業の活性化	★4-3-2 中小企業振興と創業支援
	4-4 観光	★4-4-1 魅力ある観光地の形成	★4-4-2 魅力ある地域資源の活用
	4-5 農林業	4-5-1 農業基盤の整備	★4-5-2 農業所得の向上
	4-6 水産業	4-6-1 漁業基盤の強化	★4-6-2 水産業経営の安定化
基本方針5 地域自治 分野	5-1 地域活動	★5-1-1 町民参加・協働の推進	★5-1-2 地域コミュニティの活性化
	5-2 交流・連携	5-2-1 国際交流の推進	5-2-2 国内交流の推進
	5-3 行財政運営	5-3-1 行政サービスの充実	5-3-2 効率的・効果的な行政運営

修正5-2

修正6

★：人口減少抑制プロジェクト  
★：地域経済活性化プロジェクト

基本事業③	基本事業④	基本事業⑤	基本事業⑥
1-1-3 平和活動の推進			
1-2-3 治水・海岸保全の推進			
1-3-3 消防団の活性化			
1-4-3 環境美化の推進			
★1-6-3 良好な住宅・住環境の推進			
1-8-3 道路・橋梁等の適正な維持管理			
1-9-3 し尿・生活排水の適正処理	1-9-4 上下水道事業の健全な経営		
1-10-3 情報セキュリティ対策の強化			
2-1-3 心の健康サポートの推進			
★2-2-3 地域医療体制の充実	2-2-4 地域医療連携の推進		
★2-3-3 母子保健・福祉の充実	★2-3-4 乳幼児期の教育・保育サービスの充実	★2-3-5 支援が必要な児童への対応	
2-4-3 生活の安定と自立支援			
2-5-3 生きがいづくりと社会参加の促進	2-5-4 地域で安心して暮らせる環境づくり		
2-6-3 障がい児の相談・支援の充実			
★3-1-3 安心して学べる教育環境の充実	3-1-4 教師力の向上	3-1-5 学校教育施設設備の整備・充実	3-1-6 安全安心な学校給食の提供
3-2-3 社会教育施設の整備・充実	3-2-4 読書活動の推進	★3-2-5 子ども・若者の健全育成	
3-4-3 スポーツによる地域活性化			
3-5-3 アイヌの伝統的生活空間の再生			
★4-1-3 移住・定住の促進	★4-1-4 企業誘致の推進		
4-2-3 臨港地区の土地利用			
★4-4-3 訪れやすいまちづくりの整備・充実	★4-4-4 新たな誘客への取り組み		
★4-5-3 農業経営者の育成・支援	★4-5-4 森林の整備と経営の安定化	4-5-5 林産物の利活用の推進	
4-6-3 水産資源の保護・育成			
5-1-3 広報広聴の充実	5-1-4 情報公開の充実		
5-2-3 広域連携の推進			
5-3-3 健全な財政運営	5-3-4 公共施設の適正化		

修正6



## 基本事業

### 事業：1-2-1 ★防災・減災体制の強化

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切な情報伝達や避難誘導体制の構築のほか、防災備蓄品や資機材等の充実、防災拠点の耐震化等を推進し、防災・減災体制の強化を図ります。

修正7

### 事業：1-2-2 ★地域防災力の向上

自主防災組織の結成促進と活性化を通じ、地域住民の自助・共助の精神の醸成を図るとともに、町内会や民生委員等と協力しながら要支援者に対する支援体制の構築を推進します。また、しらおい防災マスター会や民間事業者等との連携を強めながら、民間活力を積極的に取り組むことで、地域防災力の更なる向上を図ります。

### 事業：1-2-3 治水・海岸保全の推進

町民の生命や財産を守るため、自然生態系に配慮した治水・海岸保全対策を推進し、自然災害の未然防止に努めるとともに、砂浜の回復につなげ、国土の保全を図ります。



(1日防災学校)



(防災訓練)

## 個別計画等

計画名	計画期間
白老町地域防災計画	昭和39年度～
樽前山火山防災計画	平成14年度～
白老町津波避難計画	平成25年度～
白老町国民保護計画	平成19年度～
白老町強靱化計画	令和2年度～令和6年度

## 基本施策 1-10 地域情報化

現状と課題

地域情報化とは、情報通信技術（ICT）の利活用を通じて、便利で豊かな暮らしの実現や、安全で安心な地域社会の形成、地域の活性化及び行政サービスの向上等を図っていくことです。

近年、インターネットの普及等により、情報通信環境が飛躍的に向上し、情報通信技術が目まぐるしく進化をとげています。ICTは、住民サービスの向上や自治体の効率化、地域全体の活性化に大きな役割を果たすものとして、その重要性は高まっています。

これまで、本町では光ブロードバンド環境の整備や地上デジタル放送への

対応、防災行政無線のデジタル化、及びマイナンバー制度の施行など、情報化社会の実現に向けた各種施策を展開してきました。

これからは、超高速ブロードバンドをはじめとした情報通信基盤の充実を図るとともに、時代に応じた最新技術の動向も視野に入れながら、地域情報化の推進に努めていかなければなりません。

また、様々なサイバー攻撃に対応するための情報セキュリティ対策のほか、地域間や世代間の情報格差の解消等に向けた取り組みも求められています。

めざす姿

### ICTの恩恵を受けて、 利便・効率・活力を実感できるまち

社会のあらゆる分野でICTの活用が進み、その恩恵を町民や企業が享受できるまちを実現します。

#### 将来の目標

##### 1. 町民満足度【町民意識調査】

◆情報通信技術を活用したサービスが向上していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

52.0%

目標値(令和9年度)

58.0%

##### 1. 成果指標【まちづくり指標】

◆光ブロードバンド加入率

現状値(令和元年度)

32.9%

目標値(令和9年度)

36.0%

近世以降の和人の流入、明治以降の国の政策により、先住民族であるアイヌ民族の尊厳と文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が求められています。

しかし、アイヌ文化の伝承者は減少し、自然と共に生きる暮らしの中で生み出された、有形、無形を含めた様々なアイヌ文化が存立の危機に瀕しているとともに、未だ、アイヌ民族の文化や歴史等についても町内外で十分な理解が得られていない状況にあります。

こうした背景を踏まえ、アイヌ文化の復興・発展と先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として、**2020年**にウポポイが本町にオープンします。

これからも町として、アイヌ民族の文化や歴史の正しい認識と理解を深める機会の充実や、伝承者の確保に向けた支援、文化伝承の環境整備等が求められます。

## アイヌ民族の尊厳の保持と、文化・歴史の次世代への継承により、多文化共生社会が実現するまち

アイヌ新法の理念に基づき、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、次世代へ継承されるまちの実現を目指します。

### 将来の目標

#### 1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆アイヌ文化が国内外各層へ幅広く普及していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

60.2%

目標値(令和9年度)

66.2%

#### 1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆アイヌ文化の理解を深めるための講習会開催回数

現状値(令和元年度)

30回

目標値(令和9年度)

40回

人権とは誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり、保障されるべき権利です。

本町では、これまで関係機関等との連携により、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深めるための教育や意識啓発等を進めてきました。しかしながら、偏見等による潜在的な差別は未だ根深く存在しており、近年においてはSNSの普及もあって、インターネットによる人権侵害など、新たな問題が生じています。

これからも、人権意識の高揚に向けて、関係機関等との連携を強化しながら、

継続的な人権教育と啓発活動に努めていくことが求められます。

一方、少子高齢化や人口減少を背景に、女性の活躍促進が求められるなか、本町では白老町男女共同参画計画（あいプラン）を策定し、男女があらゆる分野で対等な立場で活動できる環境づくりを進めています。

これからは、男女の固定的な役割分担意識の解消や、共に担う子育て意識の醸成をはじめ、地域活動における男女共同参画の推進等を図り、ともに輝くまちづくりを進めていかなければなりません。

## 互いの人権を尊重し合い、差別のないまち

町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見のない、誰もが幸せに暮らせるまちを実現します。

### 将来の目標

修正 10

#### 1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆人権に関する相談や支援体制の整備を推進していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

55.1%

目標値(令和9年度)

61.1%

#### 1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆各種審議会等における女性の登用率

現状値(令和元年度)

28.7%

目標値(令和9年度)

50.0%

修正 11

基本施策 **4-3 商工業**

現状と課題

町の活力を維持・向上させていくためには、町内の経済活動の活発化が重要です。商工業の振興のため、商店街や商工会などと協力して市街地の活性化に取り組むとともに、**小売業・製造業をはじめとした町内企業や個人事業者等に対して、経営の安定化と投資意欲を促す施策等を展開しながら、稼ぐ力の創出に努めていく必要があります。**

近年、ウポポイの開設を好機として取り組んできた創業支援制度等が功を奏し、これまでに数多くの新規出店がみられたほか、白老駅北観光商業ゾー

ン（ポロトミンタラ）の開発も進み、商工業の活性化がみられます。

一方で、インターネット等による通信販売や、ネットショッピングなど、買い物の多様化が進み、さらには、経営者の高齢化による後継者不足も相まって、空き店舗の常態化がみられます。

これからは、事業者に対する金融支援や様々な課題解決に向けた総合的な支援体制づくりを進め、商工業のさらなる活性化に取り組む必要があります。

めざす姿

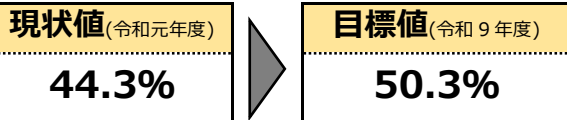
**商店街に多くの人が集まり、にぎやかで活気のあるまち**

中小企業の活発な事業展開により、稼ぐ力を生み出し、地域経済の活性化を図ることで、中心市街地が大いに賑わうまちを実現します。

将来の目標

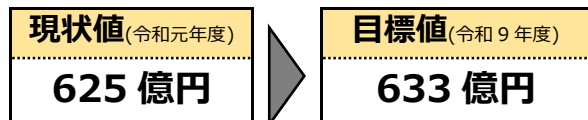
**1. 町民満足度【町民意識調査】**

◆新規企業の誘致や地域資源を活用した商品開発が推進されていると感じる町民の割合



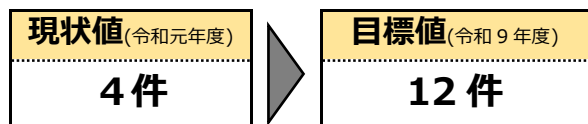
**1. 成果指標【まちづくり指標】**

◆製造品出荷額



**2. 成果指標【まちづくり指標】**

◆新規創業支援件数（延べ）



現状と課題

観光は、交流人口の増加や地域経済の活性化をもたらす産業として期待されており、関係機関・団体と連携し、その強化に取り組んでいます。

本町においては、ウポポイを町内観光の起爆剤として作用させるため、白老観光協会が観光振興の総合的な役割（地域DMO）となって、町内への周遊性を高める取り組みを進めています。

また、ウポポイへの来訪者100万人の達成につなげるためには、観光資源の魅力向上と着地型観光の推進が不

可欠であり、効果的な情報発信と外国人を含む観光客の受入体制の充実が求められています。

加えて、観光リピーターを増やすため、おもてなしの精神の醸成と、多様化する観光ニーズへの対応力の向上が求められます。

これからは、ウポポイの開業効果を町内全体に波及させ、観光を主軸とした地域産業の活性化に努めていく必要があります。

めざす姿

**自然や歴史、食、温泉など、  
白老の魅力を求め、何度も訪れたいくなるまち**

地域資源を最大限に活かし、おもてなしの心をもって迎え、何度も訪れたいと思ってもらえるまちを実現します。

**将来の目標**

**1. 町民満足度【町民意識調査】**

◆おもてなしと思いやりの心あふれる受け入れ体制が充実していると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

**48.8%**

目標値(令和9年度)

**54.8%**

修正 12

**1. 成果指標【まちづくり指標】**

◆観光入り込み客数

現状値(令和元年度)

**1,505 千人**

目標値(令和9年度)

**3,500 千人**

**2. 成果指標【まちづくり指標】**

◆観光消費額

現状値(令和元年度)

**70 億円**

目標値(令和9年度)

**160 億円**

現状と課題

魚価低迷が続くなか、資材及び餌代、燃料価格の高騰により漁家経営が苦しくなっています。また、組合員の高齢化と担い手不足も相まって、漁業者の減少に歯止めがかからず、本町の水産業を取り巻く環境は、より一層厳しくなっていることから、漁協等関係機関との連携による水産業支援体制の強化が求められています。

近年の海水温の上昇により、回遊性魚種の水産資源が減少するなか、本町においても秋サケやスケトウタラ等の漁獲量が減少傾向にあります。安定した漁家経営を維持するためには、産卵

親魚を保全する資源管理型漁業やつくり育てる栽培漁業の推進が必要であり、また、先端技術の導入の可能性についても関係機関等と連携しながら、調査・研究していくことが求められています。

水産加工業については、たらこの製造が中心ですが、原料となるスケトウタラの漁獲量の減少や、輸入水産加工品の増加等の影響を受けて厳しい経営環境に置かれています。水産業経営の安定化を図るため、消費者ニーズに対応した商品開発や地域ブランドの推進が求められています。

めざす姿

## 水産資源の育成と活用により、安定した経営ができるまち

意欲ある担い手を育み、水産物を安定的に生産・漁獲し、経営の安定化を図れるまちを実現します。

### 将来の目標

#### 1. 町民満足度【町民意識調査】

◆ 装備・機械の近代化や担い手の育成、漁場など生産基盤の整備がされていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.9%

目標値(令和9年度)

60.9%

修正 13

#### 1. 成果指標【まちづくり指標】

◆ つくり育てる漁業の生産額

現状値(令和元年度)

108 百万円

目標値(令和9年度)

190 百万円

#### 2. 成果指標【まちづくり指標】

◆ 水産業従事者数

現状値(令和元年度)

258 人

目標値(令和9年度)

258 人

## 基本事業

### 事業：5-1-1 ★町民参加・協働の推進

白老町自治基本条例の基本理念である「しあわせを感じるまち」を実現するため、町民参加の促進と行政情報の共有等、まちづくりに参加しやすい環境づくりとともに、町民との対話の場の充実に努めます。

修正 14

### 事業：5-1-2 ★地域コミュニティの活性化

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、住民自治の根幹となる地域コミュニティのあり方の検討を行うとともに、町内会や町内活動団体等における交流・連携の促進をはじめ、主体的な取り組みへの支援や人材の育成など、活動基盤の強化を図りながら、地域課題の解決に努めます。

### 事業：5-1-3 広報広聴の充実

町民が必要とする情報をよりわかりやすく提供するため、見る側の視点に立った広報紙面づくりや、見てみたいと思われるホームページづくりを継続的に推進するとともに、SNSを活用した情報発信など、多様な広報媒体の効率的・効果的な活用に努めます。また、幅広い町民要望・提案の把握に努め、町民の意見を町政に反映できるよう広聴活動の充実に努めます。

### 事業：5-1-4 情報公開の充実

町が保有する情報について、白老町情報公開条例に基づく適正な開示を行うことにより、町政の透明性の確保と、町の説明責任を果たし、公正で開かれた町政を推進します。

## 個別計画等

計画名	計画期間
白老町町民憲章	昭和49年度～
白老町自治基本条例	平成18年度～
地域コミュニティ基本方針	令和2年度～



## ア行

### ●アウトソーシング〔P104〕

外部委託のこと。組織内部で行っていた業務を外部の専門業者などに委託することで、より専門性の高い業務を行うことができる。

### ●インフラ〔P2,11,13,14,102〕

インフラストラクチャーの略。道路、公園・緑地、上下水道、港湾、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

修正 15

## カ行

### ●関係人口〔P86,87,103〕

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

関係人口を創出する取り組みとして、ふるさと納税やお試し居住、姉妹都市等都市間交流などがある。

### ●キャッシュレス〔P93〕

物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態のこと。

### ●教育・体験型イオル〔P81〕

自然素材やチセなどを活用し、小中学生や町民の方々を対象としたアイヌ文化の体験等を行う事業の総称。

### ●共生型地域福祉拠点〔P65〕

日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取り組み（共助）に導く拠点のこと。

### ●共生共創〔P18,21〕

さまざまな人々が、互いを認め合い、支え合い、受容し合いながら、分け隔てなく共に暮らすことができる社会のもと、多様な主体が連携し、異なる視点で意見を出し合いながら、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていく考え方。

### ●クラウドサービス〔P55〕

利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

### ●クリーンエネルギー〔P44〕

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの有害物質を排出しない、または排出が少ないエネルギー源のこと。

### ●グリーンツーリズム〔P95〕

都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ長期滞在型の休暇。

### ●ゲートキーパー〔P59〕

「命の門番」という意味で、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

### ●健幸（けんこう）〔P19〕

「健康」＋「幸福」の造語で、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営むことを指す。

### ●健康寿命〔P13,14,19,58〕

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

## 修正 16

## ●データヘルス〔P59,61〕

医療保険者が、特定健康診査の結果やレセプト（診療報酬明細書）等のデータを活用し、分析した上で行う、加入者の健康状態に即した効果的・効率的な保健事業のこと。

## ●デマンドバス〔P48,49〕

電話予約など利用者のニーズに応じて、自宅等から町内の目的地まで乗り合いに運行するバスのこと。

## 修正 17

## ●ドア・ツー・ドア〔P49〕

出発点（玄関）から目的地（店先）までをそのまま結ぶことができること。

## ●特殊詐欺〔P6,36〕

不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。

## ●特定健診〔P58〕

特定健康診査のこと。40歳から74歳までを対象とした、メタボリックシンドロームに関する検査。

## ナ行

## ●ニュースポーツ〔P79〕

誰でも、どこでも、いつでも、気軽に楽しめることを目的に、新しく考案・アレンジされたスポーツの総称。近代スポーツに代わる「新しいスポーツ」のこと。

## ●ノーマライゼーション〔P7,68〕

障害のある人も、ない人も同じように生活し、活動していくことが、本来の望ましい姿であるとする考え方。

## ハ行

## ●不育〔P63〕

流産、死産や新生児死亡（生後1週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができないこと。

## ●フレイル〔P61〕

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。

## ●防災マスター会〔P38〕

北海道地域防災マスターに登録されている方などで組織され、町内における防災活動の普及や地域のキーパーソンを育成するための団体。

## ●ほ場〔P95〕

田、畑、果樹園等、農作物を栽培するための農地。

## マ行

## ●マイクロプラスチック〔P42〕

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

## ラ行

## ●ローリング方式〔P3〕

計画と現実のズレを防ぐため、毎年転がすように施策・事業の見直しや部分的な修正を行う手法。